

令和 8 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 R I S E
代表者名 代表取締役社長 芝 辻 直 基
(コード番号 8836)
問合せ先 コーポレート統括部 経営管理部
担当部長 杉 山 顕 士
(TEL : 03-6632-0711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、本年 8 年 8 月 31 日開催予定の当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会並びに A 種優先株主様による種類株主総会において下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

現行定款に記載する優先株式の条文について、消滅している取得請求権の条文記載を削除し、優先株主からの請求により優先株式 1 株につき普通株式 1 株への転換が出来るよう、当社定款への所要の変更をするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取得請求権) 第 15 条 <u>本優先株主は、平成 2 0 年 7 月 3 1 日以降、平成 2 9 年 7 月 3 1 日まで</u> <u>の間、優先株式について、その選択により、本条第 2 項に定める普通株式または第 4 項に定める金銭の交付を請求することができる。</u>	(取得請求権) 第 15 条 (第 1 項 削 除) (以下、繰り上げ)
<u>2</u> 本優先株主は、 <u>前項に定める期間中</u> 、優先株式の全部または一部を、優先株式 1 株につき普通株式 <u>4 株</u> の割合で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、優先株式および普通株式について株式の併合が行われた場合、ならびに普通株式について株式の分割が行われた場合、本優先株主による当該転換請求により本優先株主が取得する普通株式数は、優先株式発行日の発行済普通株式総数お	本優先株主は、優先株式の全部または一部を、優先株式 1 株につき普通株式 <u>1 株</u> の割合で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、優先株式および普通株式について株式の併合が行われた場合、ならびに普通株式について株式の分割が行われた場合、本優先株主による当該転換請求により本優先株主が取得する普通株式数は、優先株式発行日の発行済普通株式総数および発行済優先株式総数と、普通株式の当該発行、

現 行 定 款	変 更 案
よび発行済優先株式総数と、普通株式の当該発行、優先株式または普通株式の当該株式併合、または普通株式の当該株式分割による転換請求権行使日現在の普通株式数および優先株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。 <u>3</u> 本優先株主が前項の転換を請求する場合、転換を請求する当該優先株式数について、制限を受けない。 <u>4</u> <u>本優先株主が、第1項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、当会社に対して、優先株式1株につき50円（優先株式の併合が行われる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。）の交付を請求した場合、当会社は、当該金銭の交付と引き換えに、当会社の取締役会決議による承認を経て、優先株式を取得する。但しかかる優先株式の取得請求権に基づく当会社の優先株式の取得は、法令の範囲内の金額を限度とする。</u> <u>5</u> <u>前項の請求により取得すべき優先株式の価額の合計が、前項の但書に定める金額を超える場合、当会社は、当該株主の当該優先株式数に応じてこれを按分して取得するものとする。</u>	優先株式または普通株式の当該株式併合、または普通株式の当該株式分割による転換請求権行使日現在の普通株式数および優先株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。 <u>2</u> 本優先株主が前項の転換を請求する場合、転換を請求する当該優先株式数について、制限を受けない。 (削 除) (削 除)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

令和8年8月31日（月曜日）

定款変更の効力発生予定日

令和8年8月31日（月曜日）